

大樹町空家対策総合支援事業

(目的)

第1条 この要綱は、空家等の解体工事に係る費用の一部を補助することにより、町内に存在する未利用の空家等の撤去を促進し、もって安全で安心な地域社会の確保及び住環境の向上並びに地域活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がおおむね1年以上なされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 特定空家に準ずる空家 市町村による特定空家の判断の手引において特定空家等に相当する状態であると判断された空家等をいう。
- (4) 不良住宅 主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもので、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の基準により測定した住宅の不良度の評点が100点以上の住宅をいう。
- (5) 主として居住の用に供される建築物 建築物の延床面積に占める居住部分の割合が2分の1以上の建築物をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、補助金の交付申請時に次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する空家等であること。
- (2) 特定空家、特定空家に準ずる空家又は不良住宅であること。
- (3) 事業の用に供していたものでないこと。
- (4) 空家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該空家等の除却について全員の同意を得ているもの
- (5) 借地の場合は土地所有者の同意を得ていること。
- (6) 公的補償費の対象でないこと。
- (7) 関連又は重複する補助金等を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、空家等を故意に破損させた形跡があると認められた場合は対象としない。

(補助事業者等)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助事業者等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有権を有する者又はその相続人であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 所有者等及びその同居の親族が暴力団関係者でないこと。
- (4) 過去に大樹町空家対策総合支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 解体後、補助対象空家等が建っていた土地を売却等の活用に努めること。やむを得ず空き地として維持する場合は、清潔に管理すること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象空家等を解体する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 解体する工事を行うために必要な資格等を有している町内事業者が行う工事であること。
- (2) 補助事業者等が請負契約を締結するもの
- (3) この要綱による補助を受けようとする年度の3月10日までに完了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等のうち附属建物のみ解体する工事は、補助対象工事としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する経費から消費税相当額を除いた額とする。また、当該経費に保険金等の給付がある場合は、当該経費よりその額を差し引いた額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、除却工事経費の2分の1および残置物処理経費の2分の1(それぞれその額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、上限は除却工事経費が50万円、残置物処理経費は20万円を限度とする。

(事前申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ所有者等の建築物等が補助対象空家等に該当するか否かについて、町長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者(以下「事前申請者」という。)は大樹町空家対策総合支援事業補助金交付事前申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 所有者であることを証する書類
- (2) 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請があったときは、実態調査及び内容審査を行い、補助対象空家等に該当するか否かを判定し、大樹町空家対策総合支援事業補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により事前申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 前条の規定により補助対象空家等に該当する旨の判定を受けた者は、大樹町空家対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第3-1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付の申請をするものとする。

- （1） 補助事業者等の住民票の写し
- （2） 補助事業者等の町税等の滞納がないことを証する書類（町内に住所を有する者にあつては、町税・使用料等納入状況調査承諾書（様式第3-2号）によることができる。）
- （3） 補助事業等の施工場所及び施工内容が特定できる見積書の写し（作成年月日、並びに施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。）
- （4） 暴力団員でないことの誓約書（様式第4号）
- （5） 所有者が複数いる又は申請者が相続人で相続人が複数いる場合は所有者又は相続人全員の補助事業等に係る同意書（様式第5号）
- （6） 借地の場合は土地所有者の同意書（様式第6号）
- （7） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、本人の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

（交付決定）

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、その結果を大樹町空家対策総合支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知しなければならない。

（事業の着手）

第11条 補助事業者は、前条の規定による決定通知書の通知を受けた後に補助事業等に着手しなければならない。

（変更又は中止の承認）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、大樹町空家対策総合支援事業補助金内容変更（中止）申請書（様式第8号）により速やかに町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大樹町空家対策総合支援事業補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、大樹町空家対策総合支援事業補助金完了実績報告書（様式第 10 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真（着工前、工事中、完了後）
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) 工事代金領収書又は請求書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定及び交付）

第 14 条 町長は、前条に規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じ申請者立会いのもと現地調査を行うことにより、適正と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、大樹町空家対策総合支援事業補助金確定通知書（様式第 11 号）により交付決定者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。
- （交付決定又は額の確定の取消し）

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他不正があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消したときは、大樹町空家対策総合支援事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第 12 号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。
- （補助金の返還）

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は額の確定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。